

(仮称) 堺ミュージアム
基本構想
資料編

令和8年5月
堺市

目 次

1 堺市博物館の沿革	1
(1) 開館の経緯	1
(2) 活動概要	1
(3) 年譜	2
(4) 堺市博物館基本構想	4
(5) 堺市博物館条例	6
(6) 堺市文化施設建設基金条例	8
(7) 堺市博物館資料収集基本方針で定める収集対象	9
2 堺市立文化館の沿革	10
(1) 開館の経緯	10
(2) 活動概要	10
(3) 堺 アルフォンス・ミュシャ館 年譜	10
(4) 堺市立文化館条例	12
3 (仮称) 堺ミュージアムについて 令和 6 年 1 月版	16
4 現在の市内歴史文化施設の運営管理主体と役割	17
5 令和 6 年度 第 2 回市政モニターアンケート実施結果	18
6 博物館の登録基準 (堺市)	25
7 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定	26
8 (仮称) 堺ミュージアム基本構想検討懇話会	29
(1) 構成員名簿	29
(2) 開催概要	30

1 堺市博物館の沿革

所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 大仙公園内

開館：昭和 55（1980）年 10 月 23 日

(1) 開館の経緯

- ・本市における博物館建設は、昭和 45（1970）年の堺市総合基本計画で「全市的機関として、郷土博物館ないしは博物館・美術館などの建設計画をすすめる」と記載されたことに始まる。
- ・昭和 50（1975）年には堺市文化施設建設基金が設置され、同年、堺市郷土博物館建設委員会が発足、昭和 51（1976）年に堺市郷土博物館基本構想が策定される。
- ・昭和 52（1977）年に堺市郷土博物館建設促進会が、昭和 53（1978）年に堺市郷土博物館建設協力会が発足した。促進会は市民団体・大学・自治会等、協力会は企業・産業関係者を中心に構成され、それぞれ博物館建設の PR 及び募金活動を担った。この結果、市民・各種団体・企業等から寄付金が集まり、博物館建設や資料収集のための資金となった。
- ・昭和 55（1980）年、市政 90 周年記念事業として博物館が建設された。計画中の施設名称は「（仮称）堺市郷土博物館」であったが、市内外の来訪者を対象に、より開かれた博物館を志すことから「堺市博物館」となった。

(2) 活動概要

- ・考古、歴史、美術、民俗の各分野の学芸員を配置し、資料収集・保管、調査研究、展示・普及事業等を実施している。
- ・資料収集においては、大阪南部の中核的博物館として、収集基本方針に沿って、市内外からの寄贈・寄託の受入れや資料購入を行う。資料保管のため、館内環境の管理も継続的に実施している。
- ・所蔵資料や市内所在の文化財を中心に調査研究を進め、その成果は、毎年 5 回程度の企画展・特別展の開催及び、図録や年度末に刊行する『堺市博物館研究報告』（平成 22（2010）年度まで『堺市博物館報』）で発信している。
- ・普及事業としては、小中学校の校外学習受入れや体験学習会等のほか、企画展・特別展に伴う講座・講演会等を実施している。
- ・平成 23（2011）年にアジア太平洋無形文化遺産研究センター（International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region 略称 IRCI）が館内に開設されたことに伴い、当機関との連携事業を定期的に行っている。
- ・平成 27（2015）年に堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）が開館し、学芸部門を所管している。
- ・令和 2（2020）年には、堺市立みはら歴史博物館に指定管理者制度を導入し、指定管理者の管理運営業務に係る指導監督や学芸関連業務を連携して行っている。

(3) 年譜

年	月	内容
昭和 45 (1970)	12	堺市総合基本計画を策定
昭和 47 (1972)	3	堺市大仙公園基本計画を策定
昭和 50 (1975)	12	堺市文化施設建設基金を設置 仮称堺市郷土博物館建設委員会を発足
昭和 51 (1976)	4 9	博物館建設用地を大仙公園内に決定 仮称堺市郷土博物館の基本構想を策定
昭和 52 (1977)	10	堺市郷土博物館建設促進会を発足
昭和 53 (1978)	4 12	堺市郷土博物館建設協力会を発足 建設起工式
昭和 54 (1979)	3 4	堺市郷土博物館建設促進展「須恵器と陶邑」開催（高島屋堺支店にて） 堺市博物館基本構想を策定 教育委員会に博物館準備室を設置
昭和 55 (1980)	3 5 9 10	建物竣工 堺市博物館条例を制定 登録博物館として指定 堺市博物館開館
昭和 61 (1986)	6	漆塗太鼓形酒筒が重要文化財に指定される※
平成 4 (1992)	7	来館者 100 万人を達成
平成 11 (1999)	11	空調設備改修のため休館（11 月～3 月）
平成 14 (2002)	6 12	体験学習ボランティアの募集開始 常設展示リニューアル（展示順路を反転）
平成 18 (2005)	5	博物館ボランティアの活動の本格化
平成 23 (2011)	3 10	来館者 200 万人を達成 アジア太平洋無形文化遺産研究センターが館内に開設
平成 25 (2013)	5	サカイタケルくんが公式キャラクターとなる
平成 26 (2014)	3	常設展示一部リニューアル（古代）、百舌鳥古墳群シアター新設、一部コーナー無料化
平成 27 (2015)	3	堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）開館
平成 29 (2017)	4	常設展示一部リニューアル（堺と鉄砲）
平成 30 (2018)	8	常設展示一部リニューアル（古代・中世）
令和元 (2019)	6 7	来館者 300 万人を達成 百舌鳥古墳群が世界遺産登録
令和 2 (2020)		コロナ禍における運営（翌年 9 月までに 3 度の緊急事態宣言発令等に伴う臨時休館）

令和 3 (2021)	3	常設展示一部リニューアル (古代)
-------------	---	-------------------

※その他の館所蔵・保管の重要文化財は以下のとおり

昭和 63 (1988) 年 重要文化財旧浄土寺九重塔が当館に移設

平成 2 (1990) 年 「観音菩薩立像」が指定される

平成 28 (2016) 年 重要文化財「大阪府陶邑窯跡群出土品」が当館に移動

平成 28 (2016) 年 重要文化財「大阪府大野寺跡 (土塔) 出土品」が当館に移動

令和元 (2019) 年 当館寄託品「和田家文書」が指定される

(4) 堺市博物館基本構想

1. 序

堺は、きわめてすぐれた文化的伝統をもった都市である。

百舌鳥古墳群に代表される古代の堺は、日本文化のあけぼのの地とよぶのいかにもふさわしい。中世の堺は、商工業と自治の都市として繁栄し、これをにになった町衆たちの文化サロンは、わが国の都市文化史に輝かしい1ページを加えた。近世から近代にかけての堺は、中世の華やかさこそないが、周辺農村との文化交流を深めるなかで、大都市大阪とは一味ちがう独自の庶民文化を定着させた。時はうつり人はかわっても、個性あふれる堺文化を創造してきた文化的伝統が、そこに息づいている。

いま、堺をとりまく文化状況には、まことにきびしいものがある。「都市化」現象がかつてない規模で生活空間を変貌させ、その結果、文化遺産の散逸が加速度的にすすんできた。加えて、市民の多くは、郷土の歴史と伝統に対する誇りを、ともすれば見失いがちになっている。半面、技術革新による余暇時間の飛躍的拡大が知的情報とアイデンティティへの要求をますます高らしめているのも、また事実である。ここに堺の文化的伝統を回復することが、すぐれて今日的課題となっている所以がある。

時あたかも「物から文化へ」の発想の転換、「地方文化」の再評価がさげばれている。我々はこうしたなかで、堺文化の伝統をうけつぎ、さらに都市文化創造の核としての役割を自覚し、新しい型の都市博物館をめざさなければならない。

2. 目的と性格

博物館は堺を中心とした郷土の歴史、芸術、考古、民俗、産業などに関する文化資料を調査、収集、保管し、研究、展示、情報提供を通じて、市民の生涯学習と文化の継承発展に資するとともに、歴史と伝統をもつ堺市民としての連帯意識を培うことを目的とする。

以上の目的にもとづいて、基本的性格をつぎの4点に集約する。

①博物館は市民の“文化の広場”である。

堺衆の文化サロンの伝統を現代社会によみがえらせ、市民の自主的参加と自由な交流によって、堺文化の継承と発展をめざす、新しい都市の文化センターとする。

②博物館は市民の学習の場である。

博物館の「顔」ともいえる展示は、常設展と特別展を併用し、さらに知的情報提供を中心とした文化事業を重視して、市民の生涯学習の場とする。

③博物館は都市文化研究の核である。

自由都市堺の都市的伝統をひきついで、堺を中心とした都市文化の研究センターとし、ひろく館外の研究者にも参加を求めて共同研究をすすめる。

④博物館は市民の文化遺産の庫である。

郷土の文化遺産の散逸を防ぎ、豊富な内容と地域的特色をそなえたコレクションとして充実をはかり、さらに未来への遺産としてこれを伝えていく。

3. 当面の事業概要

■ 展示事業

(ア) 常設展示は、資料展示、映像展示の2つに大別できる。

資料展示は、原始・古代から現代に至るまでの堺の文化と生活の諸相を、単に郷土自慢に終ることなく、広い視野のもとに位置づけ、その歴史の流れを資料を中心にしてわかりやすく示す。

映像展示は、館に収蔵できない資料の紹介も含めて、堺にちなんだ番組を映像化したもので、入館者の要求に従って自由に選択できるよう、新しい装置の開発も含めて検討する。

(イ) 特別展示

堺を中心としたこの地域の歴史や風土への理解が深められるようなテーマを企画し、内外のすぐれた文化財を一堂に集めて一定期間展観する。当面春秋の2回開催をめざす。なお将来は館外における巡回展示を企画し、地域に根ざした博物館づくりをすすめる。

■ 文化事業

(ア) 講座・講演会

市民への啓蒙を目的として定期的を開催する。

(イ) 情報サービス

出版、電話相談等を充実し、市民の自主的な学習の導きとする。なお将来的には「博物館友の会」を組織する。

(ウ) フィールド学習

野外学習、体験学習等を企画し、市民の参加による文化の保存、継承、さらに現代社会への活用の途を積極的に究明する。

(エ) 市民ギャラリー

堺市の主催する市展等を開催する。

■ 調査研究事業

当面、つぎの2本柱で研究をすすめる。

(ア) 市内の文化遺産に関する調査研究、ならびに他地域に所在する堺関係の資料収集を年次計画に基づいてすすめ、さらにその再評価を通じて、現代社会に活用し、都市文化として定着させる研究を行う。

(イ) 中～近世における日本都市文化史研究に寄与することをめざし、関連資料の調査研究につとめる。

つまり当館は、堺の文化史的解明を基礎としながらひろく都市文化研究の全国的なセンターとして機能することをめざすものとする。

■ 資料収集・保管事業

寄贈、寄託の制度を整え、科学的な管理のもとに内外の文化資財を保管する。

(5) 堺市博物館条例

昭和 55 年 6 月 2 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する博物館として、堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁に堺市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料に関する専門的又は技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (4) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業に関する事。

(観覧料)

第 3 条 博物館資料の展示を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める額の範囲内において、市長が定める観覧料を納付しなければならない。ただし、特別の資料を展示したときは、1 人 1 回につき 1,000 円以内でその都度市長が別に定める特別観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就学の始期に達しない者については、観覧料及び特別観覧料は徴収しない。

(使用料)

第 4 条 観覧者は、市長が別に定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

(特別利用の許可等)

第 5 条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 特別利用の許可を受けた者は、市長が別に定める特別利用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料、使用料及び特別利用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第 7 条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その

全部又は一部を還付することができる。

(博物館協議会)

第8条 法第23条第1項の規定に基づき、博物館に堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとする。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表（第3条関係）

区分	観覧料（1人1回につき）
一般	300円
高校生・大学生	200円
小学生・中学生	100円

(6) 堺市文化施設建設基金条例

(設置)

第1条 (仮称) 郷土博物館その他の文化施設【当初は「文化施設(仮称郷土資料館)】建設資金の一部に充てるため、堺市文化施設建設基金(以下、「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年々一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計、歳入、歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

議案第1条説明資料

堺市文化施設建設基金条例の制定について

1、制定趣旨

本市の郷土資料等を展示し、市民の文化高揚に役立つ施設の建設に充てる費用の一部を造成するため堺市文化施設建設基金を創設すること。

2、施行期日

公布の日から施行するものとする。

昭和50年1月27日制定

昭和53年3月31日改正

(7) 堺市博物館資料収集基本方針で定める収集対象

(1) 堺を中心とする地域・郷土資料	①歴史に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 古代からの寺社の歴史に関する資料 2) 中世の代表的武将・公家、および文化史に関する資料 3) 海外交流史に関する資料 4) 近世の政治・社会・交通に関する資料 5) 学術・宗教に関する資料 6) 各時代の古文書・古書籍
	②美術・芸術に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 土佐派や堺・和泉の文人などの絵画と関連資料 2) 南蛮美術などの海外交流に関する資料 3) 茶道、および歌道・香道・能狂言などに関する資料 4) 湊焼・堺更紗などの工芸資料 5) 諸社寺の美術工芸品と信仰に関する資料 6) 和歌など文芸・学芸に関する資料 7) 書跡・墨跡資料 8) 内外の美術的名品・コレクション資料
	③考古に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 旧石器から古墳時代にいたる生活・生産・信仰などに関する資料 2) 古代から中近世にいたる生活・生産・交易・信仰などに関する資料
	④民俗に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 衣食住・生業に関する資料 2) 諸職・通信運搬に関する資料 3) 祭礼・信仰・行事に関する資料 4) 娯楽・遊戯・玩具に関する資料 5) 民俗芸能に関する資料
	⑤産業に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 各時代における産業に関する資料 2) 伝統産業に関する道具・技術等に関する資料
	(2) 堺に係る重点資料	①百舌鳥古墳群、および堺の出土品に関する資料
②堺を中心とする都市文化に関する資料		<ul style="list-style-type: none"> 1) 自由都市、国際都市等の中世都市に関する資料 2) 近世の都市生活、都市文化等に関する資料 3) 京・大坂・博多・リスボン・ベネチア等の世界の都市に関する資料 4) 近代都市に関する多様な資料
③近代の堺に関する資料		<ul style="list-style-type: none"> 1) 大浜・浜寺等の近代リゾートに関する資料 2) 近代の産業・文化・行政などに関する資料
④堺ゆかりの人物に関する資料		<ul style="list-style-type: none"> 1) 産業・文化・政治などに関する人物資料 2) 商人に関する資料 3) 文学・芸術・宗教などに関する人物資料

2 堺市立文化館の沿革

所在地：堺市堺区田出井町 1-2-200 ベルマーヂ堺式番館

開館：平成 12（2000）年 4 月 7 日

(1) 開館の経緯

- ・株式会社ドイの創業者である故土居君雄氏が収集したミュシャ・コレクション（ミュシャ作品 300 点、ミュシャ関連作家作品 18 点）を、平成 6（1994）年 6 月に妻の満里恵氏から寄贈を受ける。
- ・平成 6（1994）年 10 月に南海本線堺駅前のポルトスセンタービル 16 階内にアルフォンス・ミュシャギャラリーを開設。
- ・平成 11（1999）年 1 月ギャラリーを移転させ、堺市立文化館を整備することを決定。
- ・平成 12（2000）年 4 月 7 日、JR 堺市駅前の堺市立文化館内に堺 アルフォンス・ミュシャ館を開設した。
- ・ミュシャ・コレクションについては、その後も寄託を受けていたミュシャ作品を購入する等により、ミュシャ関連作家作品を含め約 520 点を所蔵している。

(2) 活動概要

- ・フランスやアメリカ、チェコで活躍したミュシャの初期から晩年にいたる多彩な創作活動を、様々な角度から紹介するために、年 3 回テーマにあわせた展覧会を開催している。
- ・教育普及事業として、出前授業、団体鑑賞の受け入れ、鑑賞教育用ツールの貸出を実施している。
- ・幅広い層にミュシャの芸術と価値を伝えることを目的に、スマートフォン対応音声ガイドや点字解説書など、アクセシビリティに配慮したサービスを整備している。
- ・修復専門家と連携し、約 520 点の所蔵作品の状態を把握し、優先度の高い作品から順次修復を行っている。
- ・令和 6（2024）年堺の伝統技術「堺緞通」によるミュシャ作品《クオ・ヴァディス》の絨毯化プロジェクトを実施し、クラウドファンディングで資金を募り絨毯を完成させた。

(3) 堺 アルフォンス・ミュシャ館 年譜

年	月	内容
平成 6（1994）	6	土居満里恵氏からミュシャ作品の寄贈を受ける
	10	南海本線堺駅前のポルトスセンタービル 16 階内にアルフォンス・ミュシャギャラリーを開設
平成 11（1999）	1	ギャラリーの移転を含む堺市立文化館の整備を決定
	12	堺市立文化館条例を制定
		アルフォンス・ミュシャギャラリーを閉館

平成 12 (2000)	4	JR 堺市駅前の堺市立文化館内に堺 アルフォンス・ミュシャ館を開設
平成 18 (2006)	4	指定管理者制度の創設に基づき、指定管理者制度による文化館の運営を開始（平成 18 年～現在にいたるまで堺市文化振興財団が指定管理者として館を運営）
平成 27 (2015)	3	堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の開館に伴い、堺市立文化館内にあった与謝野晶子記念館をさかい利晶の杜に移設。旧与謝野晶子記念館のスペースを大幅改装
令和 2 (2020)		コロナ禍における運営（翌年 9 月までに 3 度緊急事態宣言発令等に伴う臨時休館）

(4) 堺市立文化館条例

平成11年12月24日

条例第28号

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 アルフォンス・ミュシャ館（第5条—第8条）

第3章 ギャラリー（第9条—第18条）【省略】

第4章 その他（第19条—第30条）

附則【省略】

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市民に美術作品等の鑑賞の機会及び発表の場を提供し、もって市民の芸術文化の振興に寄与するための文化館の設置及び管理について必要な事項を定める。

（設置）

第2条 堺市堺区田出井町に堺市立文化館（以下「文化館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 文化館は、次の事業を行う。

- (1) アルフォンス・ミュシャの美術作品その他関連資料を展示すること。
- (2) 前号に掲げるもの以外の美術作品等を展示すること。
- (3) 美術作品等の鑑賞の機会及び発表の場を市民に提供すること。
- (4) その他文化館の設置目的を達成するために必要なこと。

（施設）

第4条 前条の事業を行うため、文化館に次の施設を置く。

- (1) アルフォンス・ミュシャ館
- (2) ギャラリー

第2章 アルフォンス・ミュシャ館

（観覧料）

第5条 アルフォンス・ミュシャ館に入館しようとする者は、別表に定める額の範囲内において市長が定める観覧料を納付しなければならない。

（撮影等に係る許可）

第6条 アルフォンス・ミュシャ館に展示されている美術作品等の模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(観覧料の減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第8条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 その他

(特別の展示に係る観覧料)

第19条 市長は、文化館において特別の展示を行うときは、別表に定める額の範囲内において市長が定める観覧料を納付させることができる。

2 第7条及び第8条の規定は、前項の規定により観覧料を納付させる場合について準用する。

(入館の制限)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、文化館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) その他文化館の管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、文化館の設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に文化館の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第22条 前条の規定により指定管理者に文化館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可その他の文化館の運営に関する業務(市長が指定するものを除く。)
- (2) 第3条に規定する事業の実施等に関する業務(市長が指定するものを除く。)
- (3) 文化館の施設及び附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化館の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第23条 市長は、第21条の規定により指定管理者に文化館の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
 - (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
 - (3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
 - (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
 - (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
 - (6) 管理経費の縮減が図られること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第24条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第26条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第25条 市長は、文化館の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により文化館の管理を継続することができなくなつたと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第27条 市長は、文化館の使用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 文化館を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
(管理の基準)

第28条 文化館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第9条、第10条及び第12条の規定の例により行うこと。
- (2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。
- (3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。
- (4) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (5) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(損害賠償)

第29条 指定管理者は、故意又は過失により文化館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、文化館の管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

1 観覧料

観覧料	510円
特別の展示に係る観覧料	1,560円

3 (仮称) 堺ミュージアムについて 令和6年1月版

(仮称) 堺ミュージアムについて

令和6年1月版

<h4>1 (仮称) 堺ミュージアムを取り巻く状況</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○博物館法の改正(令和5年4月1日施行) 多様な主体と連携して地域的・社会的課題を解決するなど、博物館は社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められる。 ○『堺市基本計画2025』(令和3年3月策定) 「世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の継承と魅力の創出」を実現するため、「本市が誇る歴史文化の価値や魅力を学び、体感できる(仮称)堺ミュージアムの整備」が位置付けられている。 ○『堺・世界遺産魅力創造ロードマップ』(令和2年3月策定) 「百舌鳥古墳群の保全・継承と世界遺産の価値や魅力を発信するエリア」および「国内外の多くの来訪者にとって魅力ある、おもてなし環境の整ったエリア」を実現する方策として、「(仮称)堺ミュージアムの整備」が位置付けられている。 	<h4>4 堺ミュージアム建設予定地</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○堺ミュージアムの建設予定地を、世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の主要な構成資産(仁徳天皇陵古墳)の隣接地にあたり、かつ研究機関であった歴史を受け継ぐ「旧大阪女子大学跡地」として検討する。 ○堺ミュージアムへ多くの方に来館いただくことにより、大仙公園エリアの活性化に寄与する。 ○堺ミュージアムの展示や取組を通じて、大仙公園エリアや環濠エリアをはじめとする市内の貴重な歴史文化資源をつなぎ、市内各エリアの周遊を促進する。
<h4>2 堺市博物館を取り巻く課題</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○堺市博物館の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・1980年の開館から40年を超え、施設・設備の老朽化が進んでいる。 ・特別展・企画展を開催する専用の展示室がなく、特別展等の開催時は堺の通史を示している常設展示を一部撤収しなければならない。 ○本市のコレクションの現状 <ul style="list-style-type: none"> ・アルフォンス・ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクション(所蔵作品)の収蔵施設が分散している。 	
<p>【以下(仮称)を外し、堺ミュージアムと表記する】</p>	
<h4>3 堺ミュージアムの設置目的とコンセプト</h4> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h5>設置目的</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○先人から受け継いだ堺の類いまれな歴史文化を発信し、未来へ継承する ○アルフォンス・ミュシャ作品をはじめ本市のコレクションや文化財を集約して、保管・展示する </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h5>コンセプト</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる堺ミュージアム 【堺ミュージアムが可能にする取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ●継承…近年の気候変動にも対応する万全の収蔵品の保存 堺にゆかりある国宝や重要文化財の公開に適した展示・保存環境 古墳時代と中世を核とする、学芸員による調査・研究に基づいた魅力ある展示 ●発信…独立した特別・企画展示室で魅力ある展示を行うとともに、堺の歴史ストーリーを発信する常設展示室を充実 調査・研究・展示成果からわかった歴史文化資源の価値を国内外へ情報発信 世界に誇るアルフォンス・ミュシャ作品やヒストリックカーの魅力発信を強化 ●連携…地域の多様な主体や市外のゆかりある都市、博物館・美術館、大学等との連携強化 </div>	<h4>5 堺ミュージアムの整備に向けて</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○先人から受け継いだ堺の類いまれな歴史文化の価値や魅力を伝え、市民が自らの地域に誇りや愛着をもてるよう、堺ミュージアムのコンセプトの実現に向けて施設と機能について検討する。 ○市民の支援を受けて建設された現博物館と同様に、堺ミュージアムの魅力のさらなる向上をめざし、建設予定地における余剰地の活用等について調査・検討を行う。 ○「世界遺産 百舌鳥・古市古墳群」にふさわしい堺ミュージアムをめざして、世界遺産近傍で計画される事業に必要な遺産影響評価(HIA)の準備を進める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h5>整備の手順</h5> <p>【前提】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設予定地における関連法令の確認 ●世界遺産に係る遺産影響評価の実施 <p>【堺ミュージアム整備手続き】 2024年(R6)～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●懇話会設置 ●基本構想策定 ●基本計画策定 ●建築・展示設計 ●建築・展示工事 ●枯らし期間(二夏) ●開館 </div>

4 現在の市内歴史文化施設の運営管理主体と役割

①運営・管理主体

- ▶ 堺市博物館：歴史遺産活用部博物館 学芸課
- ▶ 堺 アルフォンソ・ミュシャ館：文化国際部 文化課、（指定管理者）
- ▶ 堺市ヒストリックカー・コレクション：文化国際部 文化課
- ▶ 文化財課分室：歴史遺産活用部 文化財課
- ▶ 町家歴史館（山口家住宅・清学院・鉄炮鍛冶屋敷）：歴史遺産活用部 文化財課、（指定管理者）

②各課の役割（現状）

上述の各運営・管理主体が担っている機能には、展示・教育普及・調査研究・資料収集・保存を挙げることができる。運営・管理主体が担う機能は下表のように整理できる。

	学芸課	文化課	文化財課
展示	✓	✓	✓
教育普及	✓		✓
調査研究	✓		✓
資料収集・保存	✓	✓	✓

5 令和6年度 第2回市政モニターアンケート実施結果

調査結果の概要

テーマ	「（仮称）堺ミュージアム」のあり方
担当課	文化観光局 歴史遺産活用部博物館 学芸課
設問数	6問
趣旨・目的	<p>本市では、堺市博物館について施設・設備の改修の必要性等の課題を踏まえ、先人から受け継いだ堺の類いまれな歴史・文化を発信・継承し、アルフォンソ・ミュシャ作品を含む本市のコレクションや文化財を集約して保管・展示する機能を併せ持つ「（仮称）堺ミュージアム」の整備に向けて検討を始めました。</p> <p>今回のアンケートは、市民の皆様にとって堺に誇りや愛着を持てる施設となるよう今後のあり方の検討に活用するものです。</p>
調査結果	各設問のページをご覧ください。
調査結果に係る担当課の所見	<ul style="list-style-type: none"> ・問 87 では、堺市博物館、アルフォンソ・ミュシャ館に「訪れたことはないが、関心はある」と回答した方が、それぞれ約 4 割・5 割いることが分かりました。関心はあるが来館したことがない方に、来館を促すため、一層取組を行う必要があります。 ・問 88 では、古墳時代に関心が高いことが改めて分かりました。次いで江戸時代に関心が高いことは、令和 6 年 3 月にオープンした鉄炮鍛冶屋敷の影響等が考えられます。（仮称）堺ミュージアムの展示内容検討の参考にします。 ・問 89 では、直接触れるなどの体験・体感できる展示が最も期待されていました。次いで VR・AR、シアターの期待値が高いことから、（仮称）堺ミュージアムでは、実物展示に併せて体験・体感できる展示を意識し、検討を進めます。

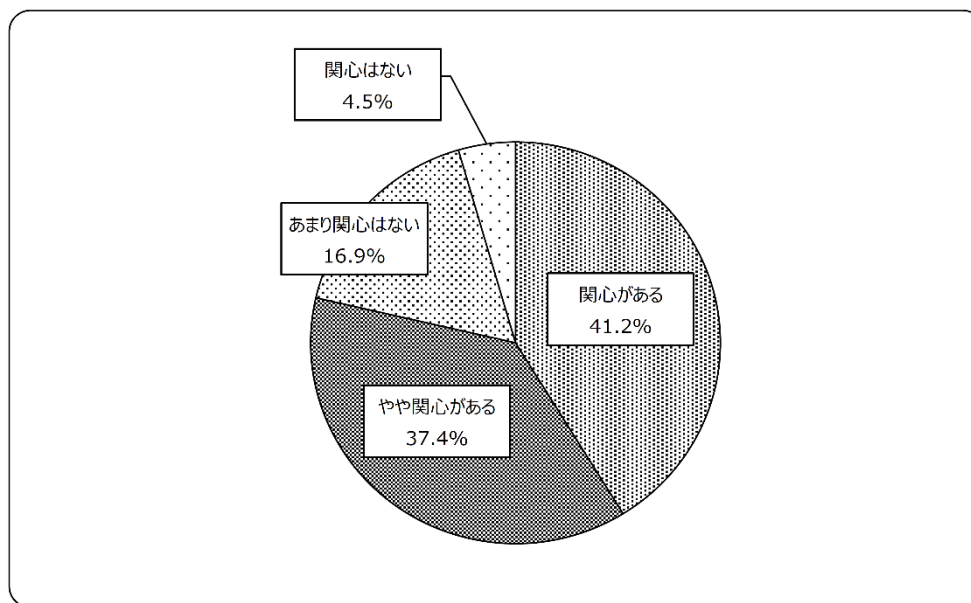
(1) 博物館・美術館への関心

問 86. 博物館や美術館に関心がありますか。

【1つ選択】

「関心がある」「やや関心がある」と回答した方は約 8 割を占めた。

	選択項目 (n=468)	回答数	構成比
1	関心がある	193	41.2%
2	やや関心がある	175	37.4%
3	あまり関心はない	79	16.9%
4	関心はない	21	4.5%
	計 (回答総数)	468	100.0%

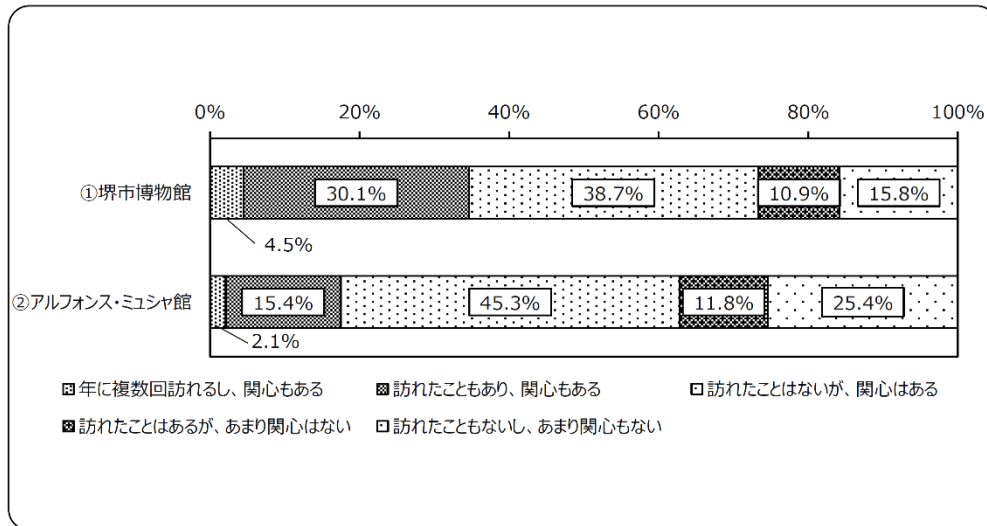


(2) 堺市博物館等への関心

問 87. 百舌鳥古墳群と堺の歴史・文化等を紹介する「堺市博物館」と、アール・ヌーヴォーを代表する作家・アルフォンス・ミュシャの作品を展示する「堺 アルフォンス・ミュシャ館」について、あなたの関心度合いに最も近いものを選んでください。 【各項目：1つ選択】

訪れたことがある方の合計が、堺市博物館で 45.5%、堺 アルフォンス・ミュシャ館で 29.3%であった。訪れたことはないが関心はある方が、それぞれ 38.7%、45.3%であった。

選択項目 (n=468)	年に複数回訪れるし、関心もある	訪れたこともあり、関心もある	訪れたことはないが、関心はある	訪れたことはあるが、あまり関心はない	訪れたこともないし、あまり関心もない	計 (回答総数)
①堺市博物館	21 4.5%	141 30.1%	181 38.7%	51 10.9%	74 15.8%	468 100.0%
②アルフォンス・ミュシャ館	10 2.1%	72 15.4%	212 45.3%	55 11.8%	119 25.4%	468 100.0%



(3) 堺の歴史・文化への関心

問 88. 堺の歴史や所蔵品について、興味のある項目を選んでください。【複数選択可：3 つまで】

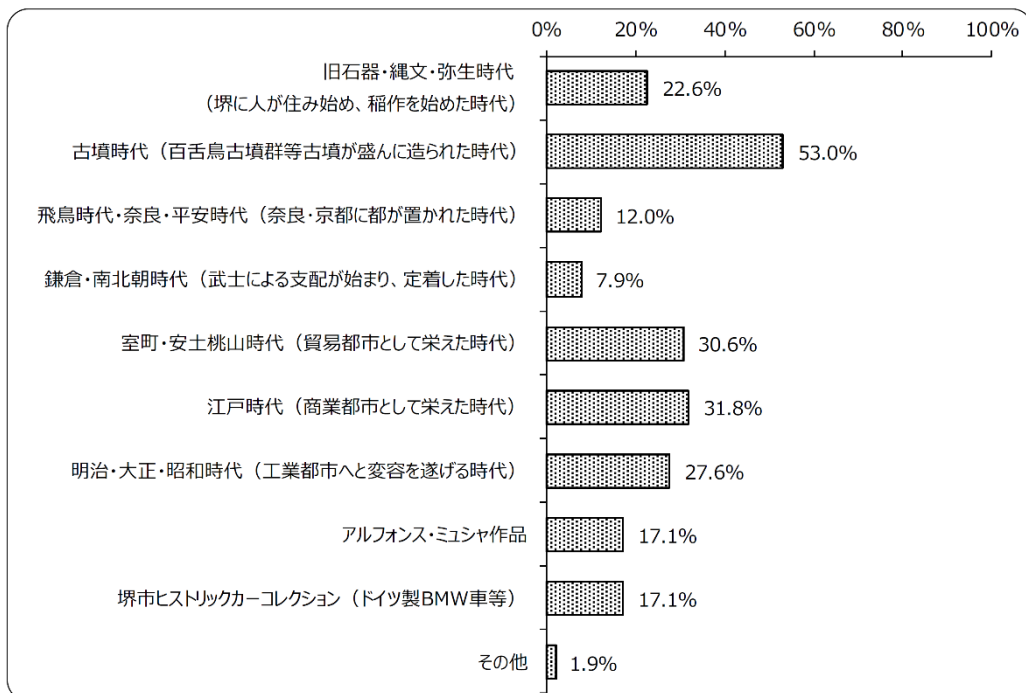
「古墳時代（百舌鳥古墳群等古墳が盛んに造られた時代）」と回答した方が半数を超えており、他の選択項目と比べて多かった。次いで「江戸時代（商業都市として栄えた時代）」「室町・安土桃山時代（貿易都市として栄えた時代）」と回答した方がそれぞれ約 3 割を占めた。

	選択項目（n=468）	回答数	回答数/n
1	旧石器・縄文・弥生時代（堺に人が住み始め、稲作を始めた時代）	106	22.6%
2	古墳時代（百舌鳥古墳群等古墳が盛んに造られた時代）	248	53.0%
3	飛鳥時代・奈良・平安時代（奈良・京都に都が置かれた時代）	56	12.0%
4	鎌倉・南北朝時代（武士による支配が始まり、定着した時代）	37	7.9%
5	室町・安土桃山時代（貿易都市として栄えた時代）	143	30.6%
6	江戸時代（商業都市として栄えた時代）	149	31.8%
7	明治・大正・昭和時代（工業都市へと変容を遂げる時代）	129	27.6%
8	アルフォンソ・ミュシャ作品	80	17.1%
9	堺市ヒストリックカーコレクション（ドイツ製BMW車等）	80	17.1%
10	その他	9	1.9%

[10 その他]

【主な回答】

- 御朱印帳
- 旧堺水族館や堺大浜水上飛行場
- 特になし
- 興味がない。



(4) (仮称) 堺ミュージアムに期待する取組 (展示等に関するサービス)

問 89. 「(仮称) 堺ミュージアム」にあれば良いと思うものはどれですか。 【複数選択可：3 つまで】

「直接触れるなどの体験・体感ができる展示」と回答した方が 48.5%であった。次いで「VR や AR 等の最新映像技術を用いた展示」が 41.9%、「シアタールームで鑑賞できる映像」が 34.6%であった。

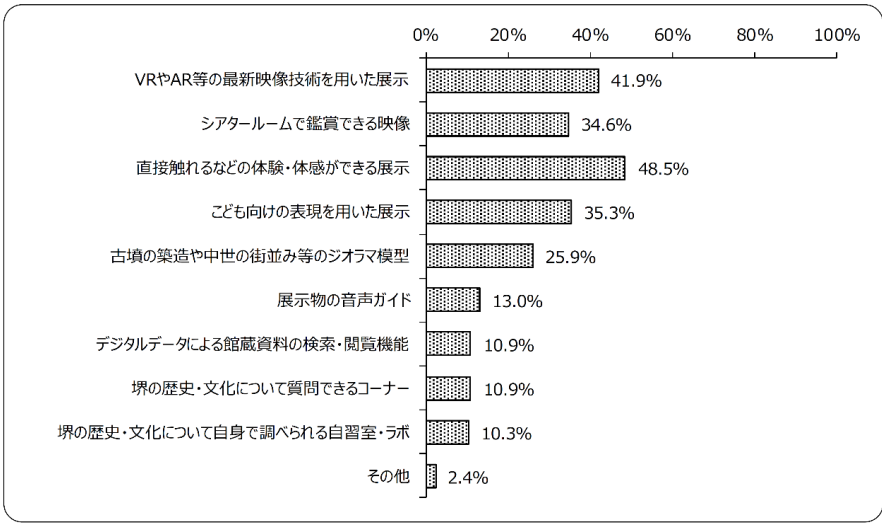
	選択項目 (n=468)	回答数	回答数/n
1	VRやAR等の最新映像技術を用いた展示	196	41.9%
2	シアタールームで鑑賞できる映像	162	34.6%
3	直接触れるなどの体験・体感ができる展示	227	48.5%
4	こども向けの表現を用いた展示	165	35.3%
5	古墳の築造や中世の街並み等のジオラマ模型	121	25.9%
6	展示物の音声ガイド	61	13.0%
7	デジタルデータによる館蔵資料の検索・閲覧機能	51	10.9%
8	堺の歴史・文化について質問できるコーナー	51	10.9%
9	堺の歴史・文化について自身で調べられる自習室・ラボ	48	10.3%
10	その他	11	2.4%

- (※1) VR (Virtual Reality) : 一般に「仮想現実」と訳される。閉鎖された視界に CG を投影し、自分が仮想世界にいるかのような体験ができる技術。
- (※2) AR (Augmented Reality) : 一般に「拡張現実」と訳される。スマートフォンやタブレット端末等の機器を使用し、実世界に CG を重ねて映し出す技術。

[10 その他]

【主な回答】

- 旧堺水族館や旧堺大浜飛行場等、堺の埋もれた歴史を周知するような情報発信。大阪市より堺市のほうが繁栄していた歴史等を広く住民に周知し、誇りを持てるような施策の実施
- 観光客だけでなく地元の人が訪れたいようなカフェとか商業施設等の併設
- 街並み等原寸大の模型エリア
- 映える写真撮影スポット
- 適切な展示の更新
- 興味をそそる何か
- 興味がない。
- 全くない。



(5) (仮称) 堺ミュージアムに期待する取組 (イベント)

問 90. 「(仮称) 堺ミュージアム」で期待する取組や、来館のきっかけとなると思う取組は何ですか。
【複数選択可：3 つまで】

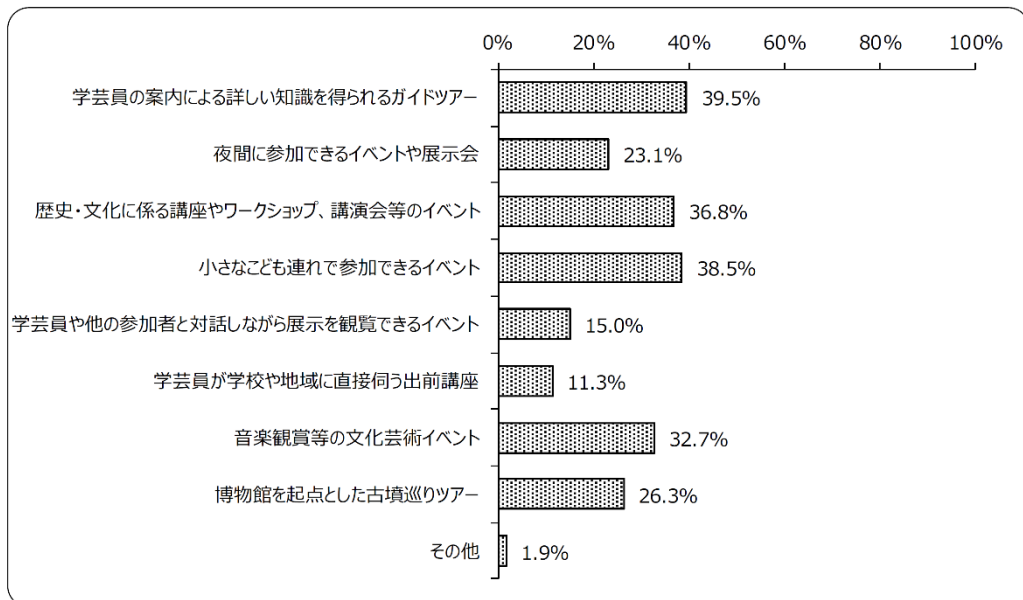
「学芸員の案内による詳しい知識を得られるガイドツアー」と回答した方が 39.5%で最も多く、次いで「小さな子ども連れで参加できるイベント」「歴史・文化に係る講座やワークショップ、講演会等のイベント」と回答した方が、38.5%、36.8%であった。また「音楽観賞等の文化芸術イベント」は 32.7%であった。

	選択項目 (n=468)	回答数	回答数/n
1	学芸員の案内による詳しい知識を得られるガイドツアー	185	39.5%
2	夜間に参加できるイベントや展示会	108	23.1%
3	歴史・文化に係る講座やワークショップ、講演会等のイベント	172	36.8%
4	小さな子ども連れで参加できるイベント	180	38.5%
5	学芸員や他の参加者と対話しながら展示を観覧できるイベント	70	15.0%
6	学芸員が学校や地域に直接何う出前講座	53	11.3%
7	音楽観賞等の文化芸術イベント	153	32.7%
8	博物館を起点とした古墳巡りツアー	123	26.3%
9	その他	9	1.9%

[9 その他]

【主な回答】

- リポーターを増やすために常設のものばかりでなく別の展覧会
- 他市に負けないような内容の展示
- 行ってみたいと思える何か
- 小学校で配布される無料チケット
- 分からない
- 興味がない
- 全くない



(6) (仮称) 堺ミュージアムに期待する取組 (その他サービス)

問 91. 「(仮称) 堺ミュージアム」にあれば良いと思うものはどれですか。 【複数選択可：3 つまで】

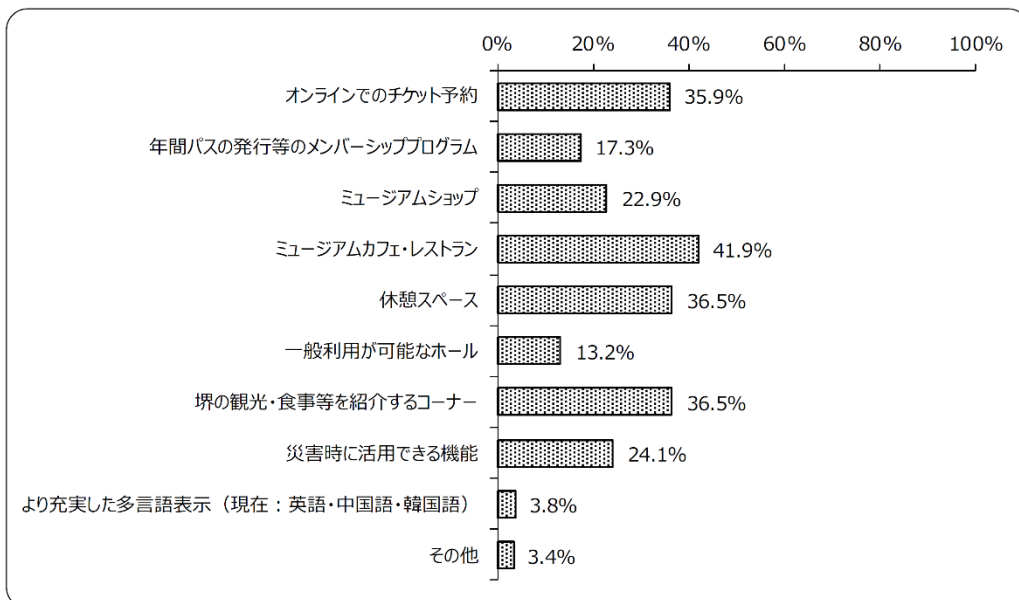
「ミュージアムカフェ・レストラン」と回答した方が 41.9%で最も多く、次いで「休憩スペース」「堺の観光・食事等を紹介するコーナー」がそれぞれ 36.5%、「オンラインでのチケット予約」が 35.9%であった。

	選択項目 (n=468)	回答数	回答数/n
1	オンラインでのチケット予約	168	35.9%
2	年間パスの発行等のメンバーシッププログラム	81	17.3%
3	ミュージアムショップ	107	22.9%
4	ミュージアムカフェ・レストラン	196	41.9%
5	休憩スペース	171	36.5%
6	一般利用が可能なホール	62	13.2%
7	堺の観光・食事等を紹介するコーナー	171	36.5%
8	災害時に活用できる機能	113	24.1%
9	より充実した多言語表示 (現在：英語・中国語・韓国語)	18	3.8%
10	その他	16	3.4%

[10 その他]

【主な回答】

- 一回訪れたら終わりにするような展示でないものを望む。
- キッズスペース・こどもの遊び場
- イベント
- 催しの市民リクエスト
- イベントの予定が分かる掲示
- ペット可
- 無償化・市民は無料
- コンサートホール
- 分からない。
- 満足に行政できないのに何も期待できない
- 期待していない。
- 全くない。



6 博物館の登録基準（堺市）

<資料収集・保管・展示>

- ・博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- ・博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- ・博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- ・一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

<調査研究>

- ・単独で又は他の博物館若しくは学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

<教育普及>

- ・博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

<管理>

- ・館の運営に関して判断と意思決定をできる館長が置かれていること。
- ・必要な学芸員その他の職員が配置されていること。
- ・必要な施設及び設備が整備されていること。
- ・研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- ・1年を通じて150日以上開館すること。

7 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定

(平成8年8月2日)

(文化庁告示第9号)

改正 平成8年8月30日文化庁告示第12号

(趣旨)

第一条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

(承認)

第二条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館等の施設を承認する

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

(承認の基準)

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律285号）第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の

施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、承認の申請前 5 年間に、法第 5 3 条第 1 項に基づく重要文化財の公開を適切に 3 回以上行った実績があること。

（承認の申請）

第四条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

- 一 博物館等の施設の設置に関する規約
- 二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
- 三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
- 四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
- 五 申請日の属する事業年度の直前 3 年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
- 六 申請日の属する事業年度の直前 3 年間の事業の実施状況
- 七 申請前 5 年間に行われた重要文化財の公開状況
- 八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

（変更の承認等）

第五条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第一項若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から 2 週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

（災害及び事故の書類の提出）

第六条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から 1 0 日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第七条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 第三条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第五条第一項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を

受けなかったとき。

三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

8 (仮称) 堺ミュージアム基本構想検討懇話会

(1) 構成員名簿

氏名	所属・職名
和泉 大樹	阪南大学国際学部国際観光学科 教授
稲葉 信子	静岡県富士山世界遺産センター 館長 筑波大学 名誉教授
大澤 研一	大阪歴史博物館 館長
國賀 由美子	元大谷大学文学部 教授
佐藤 郁子	元堺観光コンベンション協会 事務局長 元株式会社 JTB 西日本営業部 観光開発シニアプロデューサー
藤野 一夫	神戸大学 名誉教授 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学 名誉教授
藪田 貫	関西大学 名誉教授

(2) 開催概要

第1回（仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会

日時：令和7年7月31日 13時00分～

場所：堺市博物館ホール

議事：（仮称）堺ミュージアム基本構想（案）作成について

- ①基本構想の策定にあたって
- ②市政における位置づけ・堺市の概要・社会環境の変化・施設の沿革
- ③堺市の文化施設を取り巻く課題
- ④基本理念について

第2回（仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会

日時：令和7年9月11日 13時00分～

場所：堺市博物館ホール

議事：（1）基本理念の確認

- （仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会における主な発言と対応方針
- （2）「取り組むべきこと」について

第3回（仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会

日時：令和7年11月13日 15時00分～

場所：堺市役所本館3階 大会議室 第3会議室

議事：（仮称）堺ミュージアム基本構想（案）作成について

- ①第2回（仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会の振り返り
- ②（仮称）堺ミュージアムに求められる役割
- ③（仮称）堺ミュージアムの施設・機能

第4回（仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会

日時：令和7年12月16日 10時00分～

場所：堺市役所本館3階 大会議室 第1会議室

議事：（仮称）堺ミュージアム基本構想（案）作成について

- ①第3回（仮称）堺ミュージアム基本構想検討懇話会の振り返り
- ②（仮称）堺ミュージアム基本構想（案）全体の確認